

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第13回）要点記録

平成17年6月11日（土）

於：光が丘図書館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 開会する。（双方自己紹介）

司会 議案について確認したいが、今紹介を終えて、2番 選定の進捗状況への質疑、3番 覚書、4番 運営委員会、5番 円滑な委託、という議事進行でいきたいが、これ全部を網羅することが、きょう1日でできるかわからないので、とりあえず3時45分に切り、次回、話を持ちたいので、よろしくお願いします。最初に選定の進捗状況への質疑で、保護者側から質問願う。

保護者 大きくは3つある。1つ目だが、進捗状況への質疑なので、明らかにできる部分、現状でこの場で言っても問題ない部分だけで結構なので、書類選考はもう終わったと思うが、その部分で最低基準を満たさなかった事業者があったならそこを教えてください。2つ目は、プレゼンが当初より時間がかかなり短くなっている。そのところ、何か意図があるのか。3つ目は、現状の選定終了の見込み、選定委員会としては決めようというもろみがあれば、その辺を聞いておきたい。

部長 1点目の書類選考におけるボーダーラインの判定である。皆様から最低基準の話ももらい、区としても了解して選定委員にその旨話して、選定委員会としてどうするか決めていく話になっている。結論から言うと、選定基準表の中の各項目は、ほぼ皆さんと区が合意した内容なので、基本的には変えない。一部、文言をもう少しこうしたほうが良いという部分はあった。ただ、一番大きなところは書類審査、つまり提案書等で審査する項目で、A、B、CのうちのAだが、その中にもヒアリングの中でしたほうが良いもの、また現地調査で実際にどう行われているか確認したほうが良いもの、そういうものがあるだろう。したがって、純粹に書類審査だけで判定するとしないうほうが良いという意見が、多くの委員から寄せられた。したがって、若干その辺の組みかえ、つまりAとBとCとあって、Aが書類審査の項目、Bが現地調査、Cが園長候補のヒアリングということだが、その辺のところでは組みかえをするのか、それともAはAで残しておいて、ただヒアリングの要素、あるいは現地調査の要素も加味して判定をする形で持っていくほうが良いだろうという流れになっている。したがって、現在書類審査だけで、あの部分を判定するということには、至っていない。最低基準を満たさない部分の有無については、今の時点では、そういう評価はなされていない。現在、鋭意、各委員の日程調整をしながら現地調査を行っている。また、明日プレゼンテーション並びにヒアリングがあるので、Aの部分についてもかなり突っ込んだヒアリングがなされるだろう。それを

踏まえて評点し、書類審査も含めて、評価をしていくことになると思っている。

2点目、プレゼンテーションの時間が短くなった。プレゼンテーションと午後のヒアリングをどういう時間配分にしたらよからうかという話し合いが、選定委員会の中で出された。午前中のプレゼンテーションと午後のヒアリングは、当初事務局案では1社30分という流れで提案した。ただ、多大な項目をむしろヒアリングで聞き、確認をしたほうが良いという多くの委員の意見があって、むしろヒアリングに時間をとるべきということに結果的にはなった。午前中のプレゼンテーションは、純粋に提案書が出ていて、傍聴の保護者に対して事業者として、どういう心構えで臨むのか、内容はどうしていくのか、知らせるという内容だから、30分もいらないう話になった。そういう意味では、プレゼンテーションよりもヒアリングの時間をたくさんとりたい、1社当たりの質問、つまり、じかのやりとりを長くしたいという選定委員会での仕切りに基づいて、先般送ったような時間割になっているということで理解いただきたい。

選定終了の件である。区としては、基本的には26日の日曜日に選定委員会を予定しているので、選定委員にも26日を一応選定の最終的なラインと話していて、選定委員もそのつもりで、その前にするべきこととして、現地調査、園長候補者に対するヒアリング等、そういうスケジュールリングで、今動いている実態だ。

保護者 プレゼンに関しては、課長からも報告をもらい、事業者の一方的な話を聞くよりは、ヒアリングのほうに時間をかけたいという話なので、それはこちらのほうでも、我々保護者のメーリングリストで、同じような形で1社15分程度、交代の時間が5分、これで日程の時間がちょうど95分だ。そういう形で説明しているので、報告は各保護者にもこちらのほうでもしている。細かいことだが、区側に任せるとして投げてあるので、別にどちらでもいいが、目隠しプレゼンになるのか。

課長 いわゆる目隠しプレゼンというのか、A、B、Cという事業者の名前を言わないで、またそういうことが連想されるものを避けてもらうということでプレゼンテーションをしてもらう形になっている。

司会 よいか。ほか、選定の進捗に関して何か質問があればお願いします。

保護者 最初の質問とボーダーラインの判定だが、財務面では5社とも問題はなかったということか。

部長 だめというところはなかった。

司会 よいか。

保護者 前回の協議会の最後で少し話が出た点で、選定委員から今回の公募のあり方に問題があったのではないかという提案に関しては、新しい委員が入った選定委員会が前回の協議会直後に行われるということで、その場でもう一度、その新しい選定委員を含めてどうするかという議論をする、と前回聞いた。その部分に関して、それはそれとして進めるという判断に至ったのかどうか、聞かせてほしい。

部長 もちろん新しい委員については、経過を当然事前に話し、そして新しい選定委員が入って、新しい選定委員会がスタートした。今、ご発言のことも、当然こういう経過があって今日に至って、こういう形でまた再スタートしたいということで、私もとして話して、これについてどうするかという仕切り直し、また新しく決めて

もらった会長のもとで選定委員会がスタートしたということである。第1回選定委員会の中では、その話はその話として選定の手続きを進める、ということになった。実際問題としては選定の手続き、日程の調整から始まって、具体的な選定の作業についてやってきているというのが状況である。

保護者 議論はされたのか。

部長 会長の仕切りとしては、議論にはならなかった。それはそれとして、きょうからは新しい選定の手続きに入りたいという仕切りであった。

保護者 今のそれはそれとしてという、その後はないのか。それはそれとしてどうするという話か。なかったことにして、先へ進むというのか、別途それは議論するところを設けるのか。それはそれとしてとは、どういうことなのか。

部長 具体的には特に会長として、それをどうするという話にはなっていない。したがって、一定の選定の手続きが終わった後で、前回も申したように事務局としては、この間の流れの中でそういう議論があった、どういう形でそういう形になったのかということも含めて、一定の選定委員会としての報告をつくるのか、つくらないのか、これについては、改めて私どもとしても選定委員会に諮りたいが、会長としては、そこまで踏み込んで、そのときには仕切ってはいいない。これからの課題だろうと思っている。

司会 つまり、この話が全くなくなったということではなくて、これからの流れの中でもう一度出てくることもあるが、前回のタイミングでは、特別に扱うということではなかったということか。それでよいか。

保護者 今の話でお願いだが、基本的に選定委員から受けた指摘について、ある程度、時間的な部分もあると思うが、区側としても反省すべきと言ったら変だが、率直に今回の進め方について、どこが悪かったのかとか、おぼろげにはあるかと思うので、そういった公募そのものの部分、それ自体を問題視されるようなやり方については、今後、その辺はきっちりやっていただきたい。それはそれとして、私どもも今回、もしかしたら適正な事業者を選べないということもあろうかと思うので、そのときは受けた指摘を、ぜひ次には生かすということを考えてもらいたい。

部長 協議会の皆さんの要請として受けとめる。区としても、まだ選定の途中であるので、選定の経過を今後も見極めながら、今回の一連のプロポーザル公募についての区としての考え方、見解というのは、やはりまとめる必要があると思っているので、その段階で改めてきちんと示したい。現時点では選定委員会をきちんと遂行していきたいと考えている。今の意見は要請として受けとめる。

司会 よいか。では、次に入る。覚書だ。覚書については、まず保護者側からの提案があるので、そちらの説明をしてもらってから、それに対して区の意見等を聞いていくということによいか。

部長 その前に、実は、応募事業者が1社辞退したいという要請があった。今そのことについて、選定委員にまだ話していない内容で、明日、プレゼンテーション等があるので、どう扱うか課長と話していたが、一応そういう情報ということで、話させてもらい、そこでとめておいてもらいたい。きょう夜、選定委員会があるので、その場でまたきちんと選定委員会の中で話をしなくてはいいない内容だろうと思って

いる。

司会 確認として、これからの話は要点記録には入っても別に構わないか。

部長 事実は構わない。

司会 とにかく1社辞退したということか。

部長 辞退の申し出があった。

司会 申し出があった。わかった。では、覚書に入ってよいか。覚書のこのプリントは、区にはもうあらかじめ出しているか。

課長 いただいている。

司会 では、このプリントに沿って保護者側からざっと説明してもらえるか。

保護者 では、簡単に説明していく。これについては、現状委託前なので、区間としては来年の3月までかかってくる。基本的には委託前の部分だ。そう考えてほしい。1項目目としては、適切な事業者を選定できなかった場合、アからカまで出ている。一つは、保育園のアとしては民間委託および光が丘第八保育園民間委託対策協議会における民間委託に向けた協議を一時凍結するというところだ。これについては、次のイ、ウにかかるが、まずは原因をきちんとなぜというところを明確にさせていただく、協議会自体を一時凍結するが、この原因を究明して、今後どうやっていくのかというところを別途設置する。この協議機関については、選定委員および光八の保護者で構成する。詳細については、一時凍結する前に別途定める。次にオとして、その協議機関で決めた対応策を区は遵守する、してほしいということである。それを条件に個別協議会を開始する。カとして、この間、適切な事業者を選定できなかったわけだから、園の運営は直営を続けるというところである。

再公募は、従前に合意したプロポーザルの募集要領、今まで合意してきた部分は基本的には変更しない。多くの事業者に機会を与えるという意味も込めて、年度途中のスタートの委託は行わない。我々が行った事業者アンケートで、社会福祉法人等が応募しなかった理由の一つとして、年度途中がネックになったと推察されるので、ここはやめてほしいということである。

選定後に業者が辞退した場合だ。選定は26日と部長が言ったが、それ以降、1社に絞り込まれたところで、やはりやめたいと言われた場合、1つ目としては次順位事業者の繰り上げのような安易なことはしないほしい。これについては、この原因、具体的対応策などを 項に準じて、 の選定できなかった場合、その進み方、取り扱いに準じて決めていってほしい。それと、新たな事業者を公募するという段においては、 に準じてほしいということである。

事業者が決まってから委託開始までの各時点における2点、履行状況の確認と適切に履行されていない場合の措置だ。まずプロポーザル募集要領の要件である。ここをきちんと満たしているか。それから引き継ぎ計画について、きちんとしているか。これについては、区側であらかじめチェックシートをつくってほしい。この中身は我々と協議して、合意をとってほしい。区は定期的、もしくは我々から要請があった場合、このチェックシートを使って履行状況を適宜確認してもらい、協議会に報告してほしい。この結果、適切に履行していない、もしくはチェックシートを使わなくても、明らかにこれはだめな場合、区もしくは保護者の判断により、こ

れはもう一時凍結していただく。その理由、原因について 項に準じて対応策を決める。新たな事業者の公募については、 項に準じる。

最後、引き継ぎ期間からフォロー期間、来年の3月までだ。ここの履行状況の判断、履行されていない場合の措置のところだ。区側は、事業者側職員の人事異動を保護者に報告をしてほしい。基本的には円滑な引き継ぎを行うための期間という意味で、引き継ぎ、フォロー期間、ここの期間を通じて3人以上の職員の異動があった時点で、民間委託は一時凍結して、 、 項に準じてもらう。3人以上というところが適正かどうかは、きょうきちんと話したいが、とりあえず3人ということだ。もしかしたら契約不履行という事態を憂慮しての数字なので、これから詰めていきたい。以上、我々の考えている覚書だ。もう一つ、委託後の部分で覚書を2段構えで結びたいので、まずはこちらをよろしくお願ひしたい。

司会 覚書について保護者側からの提案を受けて、区のほうで何かあるか。

部長 おとといの朝もらったので、私どもこれに対して整理し、前回のように対照させて話すところには、まだ至っていない。ただ、基本的に考え方を示されたと思っているので、区としてはこう考えているということについて、話させていただく。

前提として覚書の性格をまずお互いに認識しなければならないと思っている。契約、協定、覚書といろいろあるが、役所もいろいろな契約を当事者として結ぶ。公契約もあれば、民法上の普通の契約もある。協定書も関係団体と結ぶこともある。覚書もさまざまな交渉の過程で結ぶことがある。皆様の要請の中で、区長という行政の機関と皆様の対策協議会との間で、この覚書を結ぶとなると、当然その一方である機関としての区長は、行政のトップだから、これは当然あらゆる責任を負わなければならないというものになる。覚書の拘束力については、いろいろな解釈が成り立つ。私どもも実はこの覚書について、過去いろいろな問題点が指摘されて、できるだけ覚書は、結ばないようにしようということになっている。それはそれとして、皆さんとの間で、事業者との契約、あるいは協定ではどうしても漏れてしまう部分があるだろうし、また皆さんとの話し合いの経過の中で確認しておきたいこと、合意したことについては、きちんとお互いに確認できる文書で取り交わす必要があるということで、覚書があると、私どもとしては認識をしていた。

今回、皆様からの案について申し上げることは、基本的に事業者の選定はあくまでも区が行うもので、事業者選定の権限は区長にあり、区長の裁量行為であることは、どうしても前提として申し上げざるを得ない。では、選定委員会は何かという話だが、選定委員会は、区長にかわって専門的な立場からふさわしい候補者を選定して、区長に答申するのが役割と考えている。それが、選定委員会の位置づけだ。特に今回については、選定委員会で決定した事業者は、区長もそれを尊重するということは、皆さんと既に合意している内容ということがつけ加わっている。

選定委員会で事業者が選定できない、これで適切な事業者を選定できなかった場合というのが冒頭あるわけだが、この場合、その段階で改めて区はどうするのかという判断を迫られる話だろうと思っている。当然、区長として改めてその段階になった場合にどうするかという判断をする。区が選定について責任を負っている以上、区長がその段階で判断するということになろうかと思っている。

したがって、その前段で皆様の要請文章の中にある協議会の設置をするということは、区としては、現時点では考えていない内容だ。もちろん今後その覚書の文言整理の中で、どういう形になっていくかわからないが、いずれにしても現時点では考えていない。まして、現在の選定委員会のメンバーも今後の対応策をとり、最終的には区長がそれを遵守するという皆さんの提案だ。基本的にはそれで決定をすること、その一つの当事者として選定委員会がメンバーに入っていくことについては、区としては考えていない。区の決定について、皆様の思いは思いとして当然この間の経過から考えて理解できるが、私ども行政として、それを「はい、そうですか、わかりました」と区長が印鑑を押すという形にならない、と申し上げる。

議会との関係も当然ある。議会のチェックを受けて、区長が物事を判断する、政策判断をする場合には、地方自治法上、議会の議決を必要とするもの以外については、基本的には区長の裁量行為、専権事項であると認められているから、区長が決定する。ただし、議会制民主主義をとっている以上、議会に報告して、少なくとも同意を得るということが必要だろうと思っている。したがって、この事業者の選定については、区長が決めるわけだが、当然議会に報告して、了解、同意をとるという手続きが必要ということも話させていただく事項と思っている。

そのほか、皆さんの文章の中で、一時凍結という文言がある。一時凍結ということは、契約前ならば区の判断と思うし、契約後は契約の解除という問題になる。契約前ならば当然区の判断だから、一時凍結もあり得ると思っている。ただ、一たん契約した以上は、契約上の信義則とか、契約上の問題が当然絡んでくるので、回復不可能である債務不履行、あるいは履行遅滞等々がない以上は、一たんはその回復させる努力を先方にさせるのが、一般的なあり方と思っている。そういう意味では、何らかの形で契約した後は、直ちに凍結ではなくて、それを回復させる努力、それがまず先にあるべきという考え方を持っている。

最後、職員の異動の関係だ。今、3人という具体的な数値で提案があった。これについては、一般的に職員が異動するとは多分やめることだと思うが、それにはさまざまな事情が当然あるわけだ。これが、大量に、一気にやめてしまうということであれば、債務不履行という問題が直ちに生ずる可能性があるが、3人が仮にこの1年何がしの間に異動した、やめたといって、直ちに凍結をするということにはならないだろう。むしろそれを直ちに解決させるということが前提としてあって、安定的な保育の運営をまず行うということが必要だろうと区としては考えている。

まだ、私どもも感想の域を出ないが、申し上げた。いずれにしても、覚書は、皆様の思いは思いとして受けとめながらも、一方の当事者である区は区として、きちんと区長が責任を持って印鑑を押すので、そういう意味で、もう少し文言の整理、あるいはお互いのやりとりが必要な部分が多いということを感じている。

司会 区から意見をもらった。保護者からどうぞ。

保護者 まず、我々は、なぜこの のところの協議機関を別途設置するとしたのか。そこには選定委員、要は有識者だ。有識者も入ってもらって、なぜだめだったのかという原因を明確にした上で、専門家の見識も含めて具体的に直したい。要は事業者を選定できなかった場合、これは失敗だ。だから、失敗しないためにはどうしたらいい

いのかという部分を決めたほうがいい、そういう思いだ。今回の選定の過程が成功か失敗かは、まだ答は出ていないが、ここでだめだった場合は、それを第三者の目で、ここが悪かった、ではここをこうしたらいい、ということをしてもらいたい。当事者だけでしてもしかたがない。また同じことを繰り返すかもしれない。遠回りかもしれないが、最終的にはこちらが近道だろうと思って入れた。

あと、聞きたいのは、もしこうなった場合に、区側は以前にいただいた区の考え方で、スケジュール等の見直しを含めて光八個別協議会において協議する、となっていた。要は失敗の原因をどのように次回に生かすのかという作業を省くのかというところが、我々の危惧しているところだ。こういう協議機関をつくる考えは今のところないということだが、では、失敗の原因は何なのか、どう次に生かしていくのかというところを、誰が、どう、いつするのかというところだ。その辺の考えを区側は持っているのか。行政の執行者とか言っているが、そこが我々は心配である。我々、一般の会社に勤めていて、それぞれ個別に事業なり、プロジェクトなり動かしているが、全部が全部成功するわけではない。半分成功した事例もあれば、失敗した事例もある。その都度、なぜ失敗したのか。成功したとしても、どこがまずかったのか。もっと成功するためには、どうしたらいいのかというのは、必ずその都度やっている。区側も当然するだろう。そこをないがしろにしてほしくない。だから、そのところ、どう考えているのか、この場で答えてほしい。

保護者 今の区の考え方、あくまでも部長の感想ととるが、今、最終的に選ぶのは区長であると言った。選定委員会は答申を区長に上げるだけで、結局選ぶのは区である。したがって、選定委員会が適切な事業者を選定できなかった場合には、区長の裁量でその応募してきた5社、辞退を除いて4社から選ぶ、選んで議会に報告して承認を得れば、区長が選べるということか。そうだと話が全然違ってくる。では、何のために今、我々はこうやって話し合いをしているのかということになる。

細かくしているが、結局最初に表で渡したのと同じことを言っていて、それを詳しく詰めているだけである。それに対して区の考え方は、再度公募を行うことを前提にスケジュール等の見直しを含めて、光八個別協議会において協議すると返ってきている。それに関して、再度公募を行うとか、そういうことをする前に、まず原因を追究して、それからどうするかを考えようと言っているわけである。何もしないで、結局選べなかったら、あとは区長が独自にするとやっているのか。それだと、この場で我々が協議している意味がまたなくなる。このあいだの所信表明と同じことか、どうなのか。

部長 今の答から先にする。当然、事業者を決定するのは区である。区の行政としての決定だから、その長であり行政機関である区長が最終的には決定をする。ただ、選定委員会で決められなかったら、選定委員会にまず区長が事業者を決めてほしいと諮問したわけだから、それにこたえられなかったということになる。改めて区長がその段階で判断をすることは、これは当然のことである。だが、その段階でではどういう手続きを経て区長が判断をするのか。今、議会と言ったのも一つであろう。これも抜きにしては当然考えられない。それ以外にいろいろな方法があるかと思っている。最終的な判断は当然区長であるということを使ったので、そのプロセス

について何もしない、応募してきている事業者から区長が決めるかどうかまでは言っていない。では、もし選定委員会で選定されなかった場合の対応について、どう区として考えるのか、プロセスも含めてそれはきちんと示して、区の対案として、また覚書の文言をどう整理していく話になろうかと思っている。

では、どう考えているのかというのが、先ほどの話だと思っている。事業者選定に専門的な立場、あるいは第三者の立場を入れていきたいということで、選定委員会を設け、その中に専門家である有識者にも入ってもらったという経過があるから、その選定委員会での選定経過そのものが結果に現れると考えている。したがって選定の中で、どうして選定されなかったのかということについては、当然選定委員会での選定審議経過が事実を物語っていると思っている。

では、選定委員会の決定を受けて、区としてこうするという次の段階があるかと思っている。それで私どもとしては、最初皆さんからの提案に対して、区としてはこう考えるが、皆さんどうかと、個別協議会に諮ったのが、最初の提案だったと思っている。そこに改めてまた協議会をつくっていくという考え方は、最初から私どもの提案に対する答の中でも、そういう考え方はとってはなかったと思っているので、そういう考え方で、私の感想だが申し上げたということである。

具体的にはどうするかについては、私も選定委員会のメンバーだから、選定されないことを前提にはなかなか言いづらい。選定するために我々は仕事をしているから、選定するために最善の努力をしていきたい。ただ、全くあり得ないことではないから、そういう事態に至ってどうするのかということだ。一つは選定できなかった理由については、選定委員会の中では明らかになるという認識は持っている。それに対して行政として、どう対応するのか。再度応募を行うべきなのか、それとも改めて協議会の中で方向性を決めるべく皆様と話し合いをするのか、両方あると思うが、それらについて、また皆様とも相談していきたい。また議会にもその旨を報告し、議会の意見もいただかなければならないであろうと思う。

保護者 だからうちらと相談するのだろう。今、言った。それ別途機関だろう。機関という言い方がだめだったら、では何ならいいの。言っていることがわからない。

部長 まず、区としての考え方をまとめて対応策を考えて、それを皆さんに示して、また議論をさせていただきたい。そういうことを申し上げている。その区の考え方をまとめる前に協議会をつくって、その協議会の答申を待って、それを遵守するという構図にはならないということを申し上げている。

保護者 区側が、まとめられないのかわかっているから、覚書をつくる。こんなものは、本来つくりたくない。1年近くもやって、今さら何を言っている。区側の今までの1年を見ているから、これが出てくる。目覚ますべきだ。いつまで寝ているのか。傍聴の人もみんな思っている。

保護者 大体、区としての考え方を明確にして、皆さんに相談したいというが、はっきり言って、今までそういう場はなかった。スケジュールの変更もそうだし、これを区としてこうしたいという、あくまで区としての結果みたいなものが示された。正直言って今までそういう感じしかないと思う。

保護者 だからもう少し前向きにやろう。こんなことあってはいけないけど、こういうこ



とがあっても逆にチャンスととらえて、やろうという気はないのか。言っている意味わからないと思うが。

保護者 保護者の思いは思いとして理解できるが、区とすると区長が印鑑を押すのだから、これは大変なことだと言う。それは当然だ。だけど、当然事務局的な立場である保育課なり、児童青少年部が一生懸命考えて、保護者がこれ出しているのだから考えればいいではないか。感想の域では、だめだと思う。早急に考えていただきたい。あと1週間だ。あってはならないことが、ここに書いてあるわけだ。それだけ心配なわけだ、保護者としては。こういう事態になったときに本当に心配だから、こう書いているわけだから、こうなったときは、区としてはこう考えているぐらいは、本当はあってしかるべきだ。事業者が選定できなかつた場合にどうするかというのは、区としてはこう考えているというのがあってもいいという保護者の思いだ。

司会 意図を確認しておきたい。原因を明確にするために、別途の協議機関を設置して、そこで選定委員会および保護者が構成して話し合いを持ちたいという意図は、選定自体の不具合について、選定委員が考えて結果を出すことは、選定委員がやるべきことだが、選定委員がこの一連の流れにかかわり合うよりも長く、保護者はかかわっていて、前に戻った時点からの見直しも含めて原因を考えてほしいということだ。一たん、この個別協議会を凍結するという意図も、毎回言っているが、強引なスケジュールを突きつけられたという印象はぬぐえなくて、しかし子どもたちのことを考えれば、それをそのままにしておくという態度には出られない。我々としてもなるべく話し合いを持つことによって、改善策がよりよい状況になるよう子どものために確保したいという意味で、無理やりの協議会を開催してきたという印象はぬぐえないわけだ。2週間に一遍とか、1週間に一遍とか、連日とか、しかも4時間というときもあった。はっきり言って我々には負担であるし、また子どもたちも親から離れて、親とられる時間に保育を受けて、しかもその保育をしている光八の保育士は仕事が増えている、ふだんの疲労などを含めて考えると、これは保育の質が、今まさに下がっているという状況をも飲み込んで、こういう協議会を開いているのだから、本来であれば本当に実感として月に1回、これをやるのが精一杯というのが、我々の印象である。そこまでつき合って、無理したのだから、それは尊重していただかないと困る。そういうことがあって、個別協議会の形自体も、もう一遍見つめなおして、次行こうという意味で、一時凍結があると思う。そもそも全体協議会というのが前提にあって、個別協議会があるにもかかわらず、どうなったのか。全体協議会は立ち上がったか。

課長 全体協議会のほうは、まだ調整会議の段階である。これから、もう一回ぐらい調整会議は必要かなという気がする。

司会 もう一回の調整会議というのは、どれぐらいの日程で考えているのか。

課長 今月は日程的にとれないので、調整会議を開催すると来月になろうかと思う。

司会 結局、委託が開始されるまでに間に合わないという形になりかねない。そういう中でやってきて、それで不具合が出た場合に、やはりもう一度立て直してやりたいという気持ちがあるところ、これはあらわれていると思う。正直なところ、これでは公文書の覚書として、このままの文面でどうなのかというのは、全然わからない。それは専

門家である区のほうからどうなのか聞きたい。つまり、区長が調印するような形の文章というのは、どういうテンプレート、書式になるのか、聞きたい。

部長 その辺については、個別の項目についてある程度のまとめをしながら文章化をすることだから、それについて私どもでも仕切る準備をして皆さんに示す。今度は皆さんからこれをもったわけだから、当然返すのはこちら側と考えている。区としての考え方はこうだということは、具体的な言葉で返すべきと思っている。その中で示したほうがよからうと思っている。一般論からいえば、区としては実務的な部分の覚書と全体的な統括的な部分は分けて、区長が調印するものと、実務レベルの責任者である部長が調印するものと分けて考えるのが、一般的かと思う。

司会 区で民間委託のことを決めるのも、どこに委託するのかも、最終的に決めるのは区だが、こういう協議の場を尊重する形を確保する形での覚書にしてほしい。つまり議会に対しても、保護者たちとこういう覚書を交わしたので、それを尊重したいという形で報告してもらえる覚書にしてほしい。

保護者 そんなに難しいこと言っているわけではない。これをそのまま文書に印鑑を押せるかどうかは別として、ある程度の書式を整えるというつもりもあって、こうしているが、選べなかった場合にはどうする、選んでから辞退したらどうする、それぞれについて、その時期について考えられる事態に対して、どういう判断で行動するかをあらかじめ決めておくと言っているだけだ。1でいえば、原因を究明してから次に行こうと言っているだけだ。2は、もし再度公募するならば、最初の条件はいじらないでほしい、年度途中はしないでほしい、それだけである。3は辞退しても、次順位をそのまま繰り上げるな、そういう性質のものではない、そういうことを言っている。つまり考える事態をすべてつぶしていこうという思いを込めて出している。だから、先ほど選ぶのは区長というのは違う。区長は判断するということをやっていたから。その判断が再度応募を行うのか、個別協議会で協議するのか。これはまだ判断と言うが、それを今決めてほしいと言っている。

感想の段階と、そんなのんびりしていいのか。今週の木曜日の朝に出しているが、それで遅いから感想ぐらいしか言えないというのは、時期のことを考えれば理由にならないではないか。

それから、その間に1回も催促がなかった。前回協議会の終了間際にざっと覚書の説明をした。その時点で内容は渡していなかった。その後、課長から次回のたたき台としての内容がほしいということだった。我々は内容をもう少し詰めたいので待ってほしいと話した。それから随分時間があつたが、催促はなかった。それをもとに出して時間がないから感想しか言えないと言うか。まともな感想ならいい。きちんとした感想ではない。これ全部、事態をつくしてある。どういうときには、どうなっていると。だから、それに対して区はどういうときにどうなっているという、その答を返してもらおうのが当然だ。それで決めよう、ということだ。

部長 時間がないから感想だけと言ったつもりは全くないことは、申し上げる。私の感想と言ったのは、全体の今般の経過、最初に皆さんからもらい、具体的に私のほうから言葉で返した。前回の協議会の最後で、皆様の現在の考え方、文書ではもらえなかったが、提示されて若干見た。その後、皆さんから具体的な文書をもった。

そういう経過をとらまえて、区の間接はもう既に出している。そのことと今回の皆さんからいただいた文章、これとの関係性の中で、区として現在考えられることだ。私の感想というのは、私は部長だから当然区としての考え方を現時点で申し上げたと理解してもらって結構だ。したがって、そういうことでは、きちんとした考え方を区として申し上げた。もし感想という言葉が皆さんに抵抗があるならば、現時点での区の間接を示したと言ひ直す。そう受け取ってほしい。

それから、一つ一つの段階において、どうしていくかということがここに書かれていることは、わかっている。前回はそういう形でもらっている。それに対しても私どもとしても答えている。こういう場合には、こう考えていくということも返している。だから、基本的には区の間接は前回私どもが示した考え方と変わっていない。その考え方と現在皆さんから協議いただいた、この文言との間にどういうところで違いがあるのか、それを浮き立たせるために、あえて私は先ほど申し上げたという流れなので、当然これは時間がないことも、私も十分承知をしている。

したがって、もう一度新しい皆さんの提案に対して、それに即した形で文言整理をして区の間接を必ず示す。できるだけ早くする。約束する。

保護者 それだったら、今、したい。前回、区の間接で例えば、1番は、委託開始前で前回公募が不調に終わった場合の措置、これに対しての区の間接、これに対しての回答、さらなる回答だ。もう一度確認すると、この場合、区の間接は再度公募を行うことを前提にスケジュール等の見直しを含め、光八個別協議会において協議すると。これは今のところ変わっていない。これに対して、我々が今この1番ということで回答した。細かい文言に対する案を区として正式に出すのは、次回でも構わないが、今ここで話せることがあるのではないか。先ほども言ったように、ここで我々が一番で返しているのは、原因をきちんと明確にして具体的な対応策を決定する協議機関を別途設けたいと言っている。

部長 区としては、現時点では協議会を設ける考え方はないとはっきり申し上げている。

保護者 理由を聞いている。

部長 先ほど言ったように区長が最終的には判断する、その判断の過程の中で協議会を前提に置くことは考えていないと言っている。それが、区としての考え方である。

保護者 考え方の理由があるだろう。我らだって、そんなこといったら、別途設置する、考えている、それしか言わない。我らは理由つきで言っているが、区側は理由がない。どういう理由で設置しなくていいと考えているか。区で決まっているからそうだとやっているだけだ。

部長 先ほど言った選定委員会の委員の経過、委員会の審議経過、ここに原因があらわれている一番大きな中身だろう。それによって区としては把握をする。それであるがゆえに、改めて協議会というものは設ける必要ないという判断をしている。

保護者 では、その後の対応はどうするのか。この区の間接にのっとると、個別協議会で行うということか。

部長 原因を踏まえて、区としての考え方をまとめ、それを皆様に示して個別協議会で協議したい。その中で、スケジュールの見直しも当然含まれる。

保護者 整理すると、もちろんこれは決定ではないし、区側も最終回答ではないと思うが、

今聞いた時点では、原因を明確にして対応策を決定する協議機関を設ける必要はない。なぜなら原因は選定委員会で明らかになる。対応策に関しては、個別協議会で協議するということがいいか。

部長 対応策について、原因・状況を区としてまとめて、判断して、そして一定の対応策をまとめた上で、皆さんとの協議をお願いしたい。

保護者 確認するが、いろいろ考えてもらい、こういう原因があって、こういうことをやらなければいけない。それを払拭する動きをとることだ。その問題を取り払わないと、同じことやってもしょうがない、という意味でいいか、当たり前だけど。

保護者 対応策の協議は、対応策を示すのでは困る。区が対応策を考えるのは勝手だけど。

部長 決まった考え方を区として、こういう対応策でどうかということをご様に示す、それを協議させていただきたいということである。

司会 選定されなかった場合、選定委員はその原因を考えるわけだ。その原因を求める幅があると思うが、それについて今回、公設民営という形自体も問題があるのではないかという話もあって、完全民営化のほうがいい、あるいは、指定管理者制度を導入したほうがいい、そういうこともあったが、選定委員における不具合の原因究明は、その範囲までおおよぶようには思えない。選定委員の一人である部長からすると、その辺にも原因を求める幅があると考えているか。

部長 原因をどこまで項目として広げて究明していくのかは、いろいろな時間的な問題もあるだろうし、それぞれの専門的な立場の問題もあろう。選定委員会で適切な事業者が選定できないという結論に至るのは、当然その間、さまざまな議論がなされた上で、そういう結論に至るのだろう。私としては、そういう審議をする経過の中で、幾つかの問題点、大きな柱となる問題点が、現れるだろう。きちんとそれらをとらまえて、行政としては対応策を判断しなければならない。論理の道筋としては、選定委員会での選定経過、議論の中身、これらについて十分区として結果を踏まえて、区としての考え方をまとめて、それを皆様に示して協議をするというのが、区の基本的な考え方である。

保護者 補足で聞きたいが、今、区の考え方でまとめると言われた部分で、まとめる段階のところというのは、区だけか。有識者も入れて選定委員会をやっていて、その経過はあるでしょう。その経過を含めて区だけで判断するという認識でいいのか。

部長 区としての判断だが、これは行政の判断だから、今申し上げたのは行政内部での判断になるかと思う。それは当然皆様に協議をすると同時に、当然議会にも示さなければならない話だから、議会でもさまざまな意見をもらう。あと皆様と協議の中でもいろいろな意見をもらうことになろうかと思っている。

保護者 それについて選定委員会の選定委員は何も言えないということか。

部長 選定委員会というのは、事業者を選定するために設けた機関なので、一定の結論が出た段階で、これは役割を終えるものだと思っている。

保護者 何がしたいのか、部長。不調に終わって、また区で勝手に決めようというのだろう。何がしたいか、さっぱりわからないが、何のためにでは選定委員会をやっていいのか。もうわかっている、何をやるかって言わないけど。

司会 私はこうとっているが、選定委員の一定の役割というのは、選定できなかった場

合には、その理由をまとめるのも仕事の一つであるという認識でよいか。

部長 選定委員会という一つの審議会がもうできているので、その中でどんな会であろうと、その会の自律性は当然あるわけだから、どういう形でまとめるのか、それは一員である私から言うのは適当ではないと思う。ただ、一般論で言えば、選定委員会は事業者を選定するために区長が選定委員の委嘱をして、諮問という形はとっていないが、諮問をして、それに対してこの事業者が適当だということを答申するのが選定委員会の役割だと考えている。したがって、選定委員会が事業者を選定できないのは、本来でいえば選定委員会の役割ではない。ただ、実態としてはそういうことがあり得るわけだから、そのあり得るときに、それを選定委員会としてなぜできなかったかまとめて、それを区長に報告するところまで役割として位置づけるかということについては、これは選定委員会が独自に判断すべき問題だろうと思っている。意見がどうしても合わない結果として、そうなったのかもしれないし、あるいは文字通り合意で、やはりこれではだめだということで、合意でなされる場合もあるだろう。そういう状況に応じながら選定委員会がどういう形で区長に返すのかということについては、選定委員会で判断すべき問題だろうと思っている。

司会 少なくとも今の段階の話でイメージすると、その結果を区は区の中で原因を考えて対応策を立てて、それを個別協議会に持ってきて、協議しようという考えだ。

保護者 やること自体は変えない。例えば、こういう事態になって原因を探って、区がこう決めた、決めたことはくつがえさないとやっているわけか。そこを聞かないと。

部長 区の考え方を皆さんと協議して、話し合うことを言っているのであって、今の発言とは違うと思う。

保護者 9月委託するって言ったら、委託するということだ。そういうことになる。また振り出しに戻る。なぜ、それでいいと思うのか。こちらは協力しているが、まだこっちも信頼されていないのか。全部資料もうちらで出してきているが、また意見聞くだけか。また同じことをする。再公募するに決まっている。同じことをするだけだろう。先のことはわからないが、大体わかる。何で失敗したときのことぐらい、納得いくようなこと言えないか。失敗すると思っていない、こっちも。何でそんなにいこじになるのか、意味がわからない。これくらいさらりと受けてほしい。もめたくないのに。

司会 保護者側としては、この段階の覚書は、契約前には調印を交わしたいのか。

保護者 きょうは11日だ。区は選定委員会の最後を26日にしたいということだ。だから26日を過ぎて、この覚書を結んでも仕方がない。26日に選定できていて、選定できなかった場合について覚書を交わしても、これはしょうがない話だ。あくまでもあり得ないことだが、今の段階ではあるかもしれない。それは先ほど選定過程について進捗状況を教えてもらったが、実際、選定作業を全部で仮に10段階とすると、受けたイメージでは2段階程度が終わった消化率ぐらいだから、結ぶのであれば、早ければ早いほどいいわけだ。こちらとしては、どんなに遅くとも25日、次回にはやりとりを終わって、調印まで持っていく。25日に文書の取り交わすというイメージである。26日過ぎて、調印しても何も意味がない。

司会 調印を交わせる形というのは文章を整えた状態で、原案として区からこちらに戻

すのは、日程はどれぐらい考えればよいか。

課長 来週後半になると思うが、返す。

司会 来週というと、16日あたりか。

課長 めどとしては、それぐらいだ。

保護者 もう少し早くならないか。それでは、保護者側が議論できない。保護者側が出したのが木曜日だから、これだと議論できないと言っている。

司会 水曜日中に出してもらおうと、保護者側の会議の日程の都合もいいと思うが、それはできないか。

保護者 15日の18時までにももらえると、保護者側での議論の時間がある程度とれるので、大変ありがたい。

保護者 15日でお願いする。これは区に苦言である。まともに今までやっていれば、1、2、3項はいらぬ。こんなことで覚書を結ぶ必要はない。4項、5項、それから委託開始後の部分について本来もっとやるべきであって、1、2、3は、まともにやっていけばいいわけだ。なぜ、我々は1、2、3を入れたかということ、去年の8月からずっとばたばたやってきて、また同じことをやらされるのは嫌、ただそれだけ。それが一番の思いである。もし、この1、2、3のようにあり得ないようなことになったら、また同じことにつき合わされる。それが嫌なだけだ。だから、ご丁寧にごやっつて1、2、3をつくったという経緯がある。だから次やるなら、もっとまともにやろうというのが、保護者の思いである。それは思いとして、きちんと受けとめてもらいたいのので、15日に出してほしい。お願いする。

保護者 文書の内容だ。1番の場合だが、選定委員会で原因は明らかになるだろうから別途協議機関を設置する必要はない、一応譲って、そこはわかる。本当は理由に対しても幅があるという指摘もあったし、僕もそう思う。選定の中で出てくる理由と、それと別に具体的に対応策を考える上での原因というのは、幅が僕も違うと思う。それを一応今は譲る。明らかになるから、では、具体的対応策を個別協議会で協議するというならわかる。何で区の判断が入るのか。協議するから区の判断は持ってくるに決まっているじゃないか。個別協議会で保護者の判断もある。その区の判断を入れることが、こっちはぴんとわかっている。また所信表明と同じことかと。区の判断は判断でなくて決定だ。だけど協議会に諮る、そういうことをやめろと言っている。今手元にこの覚書のメモがある。例えば、事態が生じた原因は、選定委員会で明らかになるので、具体的対応策を個別協議会で協議する、そう書いてみた。余計なかげりはいらぬ。こちらは、そこまで信用していない。わかるか。

司会 15日だが、努力していただきたい。時間的に余裕がないので、それは無理をしても15日の18時までには電子的なレベルでもらいたい。そして、保護者に16日に同じものを協議会資料として提出してほしい。電子データだが、司会に送ってほしい。こちらで皆さんに送る。司会までよろしくお願いする。

保護者 次回話題になると思うので、時間短縮のために聞くが、とか、の部分で、先ほど部長から、しきりに「回復させる」という言葉が出たが、これはもともと引き継ぎ期間とか、フォロー期間という非常に特殊な期間のことを言っている部分である。完全に委託した後は、多少人が足りない、たくさんやめていけば、この回復す

るという場合もあると思うが、もともと引き継ぎ期間、今回非常に特殊な例で、今までの先生が全員一遍に変わる。それも光八に慣れていない方たちに全員変わるという特殊な期間のために、わざわざ年度当初ということも含めた上で部長が引き継ぎ期間、フォロー期間と定めた。だから、この期間に研修を受けるとか、いわゆる引き継ぎを行うわけだから、その保育士が例えば大量に入れかわってしまったとき、回復はあり得ないことだろう。だから回復と言っているが、その保育士たちは、その期間を通じてこの園のことを勉強したり、一人一人子どものこととか、そういうものを引き継ぐわけだから、やめたときに回復ということとはあり得ない。回復させると言うのだったら、フォロー期間を延長するとか、具体的なことまで含めてどう回復させるのか。要はせっかく設けた引き継ぎ期間、フォロー期間がむだになっている部分を、どう回復されるのかということまで含めて、回復という言葉を使ってほしい。ぜひ回答には、それを含めて出してほしい。

部長 先ほど言ったように、3人という具体的な数値を出したわけだから、その3人というものをとらえて言ったときに、これが例えば10人とか、そういう大勢が一気にやめてしまうのであれば、当然債務不履行だ。本来の引き継ぎ、フォロー期間の役割を果たしていないと断定せざるを得ない状況は、当然あるだろうということも先ほど言った。だから、そういう意味では私としても、この部分について数字の問題も含めてどういう形で皆様の思いと、区としての考え方が整合性つくような形で示すことができるか。今のご発言の部分を含めて、検討させていただきたい。

司会 よろしいか。では、そういう形で15日に願います。

保護者 議論が大分あったので、それ以外のところは、特におかしくはない、このままいってもいいととらえて、とりあえずはいいか。何かまだあるか。

部長 細かいところ、例えばチェックシートの扱い、あるいは引き継ぎ計画についてはまだ個別に引き継ぎ計画自体で、皆さんと議論をしなくてはいけないから、その扱いの問題は当然出てくると思う。年度途中の委託は行わない、これは皆さんの非常に強い思いがあるということで、今回これが出てきたと受けとめるが、これについても区として、具体的な文言で返したいと思っている。

前回も話したが、プロポーザルの募集要領並びに個別協議会による合意・決定事項については変更しないこと、と入っている。いろいろな状況を加味しながら、皆さんの考え方として、ここら辺に表れていると思う。対策協議会、光八の保護者として、こういうことで行きたいということであれば、これはこれでとらえていくが、私どもとしては前回も話したように、変更に至った経緯によっては、むしろ逆に募集要領あるいは選定基準を若干変更させる、反映させる部分があるかと思っている。変更しないということは、上げもしなければ、下げもしないことか。

保護者 そういう感想がいつ出るかと待っていた。極端に言えば、「基本的には」という文言をつけてもいい。でも、そうしたら、基本的には変えない、変更する場合は保護者の合意を得るとか、そういう形で今度はそちらがつぶしてきていただきたい。当然、プロポーザル募集要領が高過ぎるといふ答申とか、原因になることもなくはないだろう。でも、それを今までの経緯からいうと、区側に言われたのでは我々は納得できない。だから、選定委員がそういう答申を出して、我々が納得したら、プ

ロポーザル募集要領を上げたり下げたりも、あってもいい。これは個人的な話だ。そういう場合なら、こういう文言としては、例えば「基本的には」と入れればいい。でも、「基本的には」と入れたら、そのかわりに保護者からの同意を得るとか、そういうところを工夫してほしい。言っている意味がわかるか。

部長 ご発言はよくわかる。だから、具体的な文言として示したい、それが1点。

それから、もう1点は前回のこの変えないこと、というのはもらった。私どももこれについては基本的に了解するが、但し書きをつけたという経過がある。私どもとしても、今のご発言に異論があるわけではないので、文言整理の中で示させてもらったほうがいいかと思う。

司会 よいか。では、次にちょっと進みたいが、運営委員会について、3月5日付の資料で、練馬区立光が丘第八保育園運営委員会規約が、区側から出されているが、用意できているか。この運営委員会の役割等をどうイメージしているのか、区から説明してもらい、保護者側がどうしようかと考えていかなければいけないと思う。まだ一度も説明してもらっていないので、よろしく願います。

(区側の資料の取り違いにより、別の資料を説明した部分を省略する)

課長 申しわけない。練馬区立光が丘第八保育園運営委員会規約として出していた。

目的として、第1条、練馬区立光が丘第八保育園が、保護者、受託事業者、区と連携・協働を図りながら、保育園運営が適正に維持運営されるために、運営委員会を設置する。

所掌事項として、第2条、委員会は前条の目的を達成するために、保育園の運営に協力し、互いの立場を尊重しながら、次に掲げる事項について協議する。保育園運営に対する意見や要望等に関する事。その他必要な協議事項に関する事。

構成として、第3条、委員会は次の各号に掲げる者で構成する。保護者代表(各クラス1名)6人以内。受託事業者(園長含む)ということで、3人以内。練馬区保育課担当3人以内。

委員の任期として、第4条、委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。2として委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

会長及び代理として、第5条、委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。会長は会務を掌理し、委員会を代表する。会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。いわゆる職務代理の規定である。

会議として、第6条、委員会は会長が招集する。会議は年3回程度定期的に行なうものとする。会長は必要に応じて臨時的に委員会を招集することができる。会長は必要に応じて関係する者の出席を求めることができる。

報告として、第7条、会長は協議内容について区に報告をする。

事務局として、第8条、委員会の事務局は、光が丘第八保育園に置く。

附則として、9月1日から施行するという規定である。

これは規約という形で、運営委員会の運営について規定をするとやり方である。今後どう位置づけて、どういう内容にしていくか、協議会に諮って決めていくので、よろしく願いたい。

司会 運営委員会については、保護者側から区に設置してくれと言ったという経緯はな



い。あくまでも、そちらから提案されていることだ。条項としての目的はこれでわかるが、これを設置する区の意図を説明してほしい。

課長 運営委員会については、委託後、保護者、受託事業者、区の三者の関係になってくる。今までは区と保護者の関係だが、保護者と直接話していけば、いろいろな要望、改善すべき点などがある場合、区としてどう対応するか、区としての考え方を話す場面はできるわけだが、三者が同時に集まって、問題点や改善点について話していくという場が必要だろうということだ。

司会 ということは、事業者が選定されて契約を結ばれて、委託が開始された時点で、この個別協議会の代わりとして、継承する形であるということか。

課長 今の個別協議会は、運営委員会に役割が引き継がれるという認識を持っている。

保護者 きょうは選定委員会で区長が決めるという話があって、これには、権限が書いていない。イメージとして、区に報告して、最後の判断は区長が決めるという意味でいいのか。運営委員会は何も決められないと思っているのか。

課長 運営委員会がどういう権限を持っているのか、何をやるのかというのは、所掌事項にあるが、保育園運営に対する意見や要望等に関するものなどについて協議して、光八の運営委員会として、こういう要望だ、一つの問題点についてこう解決したい、このようにやっていきたい、運営委員会としての結論を区に報告する。当然、保育課も運営委員会に入っているから、中身は承知しているが、組織として区に、こういう協議内容だったと報告するということである。

では、区としてそれを受けて、行政としての対応の仕方、判断は、その協議内容を受けて区として対応していく。協議内容を必ずいついつまでにどうするかとか、運営委員会で決めた通りとまでは、なかなか難しいかと思う。早急に解決してほしいという問題を、どこまで早急にできるかということもあろうかと思う。

保護者 運営がうまくいっているときの運営委員会は、集まってすぐ終わりで。イメージとしては、うまくいっていないときだ。実際、委託が行われていて、直接、子どもに影響するのだから、何カ月先の解決という話ではないとは思っている。議論のさわりだから、細かいことまで言わないが、問題によるはずだ。権限がきちんとしていないものなら、こんなものはつくっても意味がない。

司会 確認しておきたいが、まだ運営委員会の中身について話し合われていないが、今までの合意事項の中に、委託後の保育園の新サービスについては、運営委員会で協議するという合意がとられているので、そういう協議を果たせる会にしなければならないと思う。

保護者 この運営委員会については、イメージーションを膨らませてほしいが、基本的には委託が契約書・仕様書どおりにきちんに行われているか、そういった細かい事業者に対してのチェックは、そういうことは、やってもせいぜい1年目ぐらいだ。日常の保育が前と比べてどうなのか、ここはこうしてもらわないと困るとか、ここは仕様書どおりになっていない、ここ直したほうがいい、という部分をやっていくのは、せいぜい1年目だけだ。2年目、3年目以降というのは、基本的にほとんど問題なければ、この年3、4回はほとんど形式的な会という感じで、行事の確認とか、せいぜいその程度のことで過ぎていくと思う。毎年毎年やっていっても、例え

ば5年をスパンで見たとすれば、3年、4年目とかになっていくと、我々ももう在園していないし、ほとんど民間委託を承知して入ってくる人が、半分以上占めるだろう。その人たちの数が増えていく時期だ。多分、もう落ちついているころだ。だから、ますますこの運営委員会も、うるさいことは言わない会になるだろう。

運営は平穩無事、そうってしまったところに、例えば大きな事故が事業者側の責任で起きたとする。調べてみたら、契約書・仕様書からかなり逸脱したことをやっていたというときに、3、4年たって、平穩無事な運営委員会の状態で、突然そうであっても、そのときに事業者や契約書をチェックする、そこまでの機能を持たせるとかなり重いという感じがする。そこまでの役割は求められないと思う。

だから、親からの苦情を受けるとか、契約仕様をチェックするといったところは、また別途利用者保護というところで、駆け込み寺みたいな感じで、別に区としてはつくる必要があるのではないのか。きょうは時間もないので、とりあえず我々の持っているイメージとして話した。

課長 通常の園運営の苦情を受けるといふのは別に、委託に伴って本当に協議会を延長するような運営委員会というか、きちんと直営から委託になって保育が継続しているかどうか分をチェックできるような、そういう運営委員会のイメージか。

保護者 そうではない。それはそれで、別にあったほうがいい。運営委員会は、将来、親睦的になるだろう。年度初めに、今年の行事をどうしよう、夕涼み会やろうとか、運動会いつやろうかといったことがほとんど議題の中心だと思う。

司会 つまり運営委員会が形骸化することによって、初めて民間委託は完結するということである。民間委託が完結した後は、保護者がチェック機構として働くのではなくて、区立であり、福祉施設である以上、区が監視しなくてはいけないわけだから、保護者とかかわるところとはまた別途、きちんと問題解決するような組織を別途考えていかなくてはいけないという程度の話だと思う。それでよいか。

保護者 考え方として受けとめておいてもらえればいい。

保護者 さっき私が言った権限は明文化してほしい。どういう権限を持つか、簡単でいい。別にそれから議論すればいい話だ。

司会 きょうは、基本的に合意事項はなかった。約束事はあったが、合意事項はない。本日は、この運営委員会と、円滑な委託についても話したかったが、そこまで至らなかった。円滑な委託について、前回いただいた引継期間のスケジュール等も、もう少し詳細にいただきたい。そこら辺を協議会で話したいので、資料をつくって提出していただきたい。つまり引継期間のスケジュールの詳細、2カ月しかないので、日付入りで提案してほしい。フォロー期間中の運営のイメージも、文章化して出してほしい。この時期の話としては、保育士の人口過密という問題もあるので、その辺をどう運営していくイメージを持っているのか、文章として出してほしい。

保護者 文章だとイメージわからないので、いつ、どうやっていくというものが必要だ。難しい話ではない。引継期間については、今回、1.5カ月が本当のところだ。そこまで短くなっているのが、計画書というのが、一応もらっている。ここに7月、8月として書いてあって、7月の配置職員は園長、主任保育士、保育士、栄養士、看護師と書いてある。園長は当初からと書いてある。目的、方法が書いてある。こ

このところが1.5カ月しかないので、ぜひとも前にいただいた選定委員会のスケジュールのような、やることがあって、ここはここまでこれをやる、この日にはこの人たちをそろえるというのがほしい。そこら辺を出してほしい。

課長 引継計画書は、区の考え方として出している。現在、事業者は引き継ぎ、準備委託についての考え方もそれぞれ違った形で提案をしている。実際に事業者が選定されて、この事業者がいいということで選定されて、その事業者と今度は細かい仕様を打ち合わせていくわけである。そのときに実際に契約の中身、誰がいつ来るのか、どうするのかという話はそこで決まる。

保護者 では、この引継計画書を事業者に守らせるというスタンスではないのか。

課長 引継計画書として、こういう考え方を区として持っているということである。

保護者 区立なのだから、こういう引継計画でやってほしいということだろう。

課長 この引継計画書も区の考え方なので、引継計画書を前提に考えてほしいが、今提案をそれぞれ事業者がしている。引継計画もある。それぞれ独自の計画をしているところもある。選定委員会の中で事業者として選定し、事業者が決まる。その事業者と具体的な引継計画書を結べるわけである。そのときに、事業者との契約ということで、どう来てもらうということが確定する。だから、今の段階で何月何日にどうするというものを出すのは非常に難しいと思っている。

保護者 逆にこれができれば、円滑な委託が可能だという案はあるわけだ。それがこれだ。これを守らなければ円滑な委託ができないと判断しているのだろう。

司会 細部はともかく、園長がいつまでに入る、というのはあるだろう。

保護者 他区の例を見て言っている。他区は間違いなく、ここからもうトラブルだ。委託して9月1日から、そこからトラブルだ。何を言っても区は何も聞かない、おかしくない、何言ってもオーケーだ、きちんとできている、としか言わないのが、大体問題が出るパターンである。だからきちんとしてほしいと言っている。こういう表にしてほしい。それがないと、事業者のいいなりだ。事業者が8月31日に初めて全員集める。区はそこでどうするのか。それでいい、と言うのか。光八の園長も言っていた。引継が一番大事だと。きょう別に出せとは言わないから、願います。

部長 引継期間とフォロー期間、これは皆さんに示して、引継の中身について一定程度は期間の中で処理することになる。個別の項目をいつまでに絶対やらせるという形で、今の段階で区が仮に言っても、選定委員会の中で提案されている引継期間の考え方について、どう評価するかということが前提としてあるので、その辺のところは、例えば栄養士はこの日から必ずつけさせると、区としてはそういう考え方を持っていたとしても、事業者の提案の中で、いつぐらいからできると、それを選定委員としていつまでに必ずやってほしいというやりとりの中で、最終的に事業者は決まっていく。今の時点で、区の考えだけでやって、それが守れなかったら事業者がだめなのかという形にはなりづらいと思っている。

ただ、当然引継期間とフォロー期間の考え方の基本はあるから、その基本の部分で例えば園長が9月1日直前でなければ配置できないという、こんなナンセンスな話は当然ないわけなので、そういう骨格部分についてどう考えているのかを時系列にきちんと表してほしいということであれば、私どもでも努力する。提案との絡み

があることだけは、理解いただきたい。

保護者 選定委員会の中で、事業者決定するのが選定委員の役目だ。引継の7月、8月についても議論はあるのか。

部長 引き継ぎ期間の提案書も一つの提出書類になっているので、その中身も当然選定対象になる。対象の提出書類だから、ヒアリングの中でも、その部分は、かなりウエートの高いと思っている。したがって、選ばれた事業者がどういう提案を出してきたかによっては、そしてそれが選ばれた以上、その提案と区側の考え方と、それら2つを詰めて契約に至るわけだから、その辺のところについて、今から一方的に区だけの考え方だけで示すということが難しい。だから選定の経過も一方であるので、その辺のところの時間をほしい。

司会 選定の最終の目標が26日である。選定すれば、引継の細かい時系列込みのスケジュールは出せるわけだ。6月の最終週には、それはもらえるということか。

課長 もちろん6月の最終週には選定委員会の議論も終わっていると思うし、事業者も確定していると思うから、その段階では出せると思う。

保護者 その議論は次回の協議会でもいいとして、区の考え方で、これを引いてほしい。引けるだろう。間違いなく引けるはずだ。引けなければおかしい。

課長 区の考え方を今鮮明に出すと、それを前提に議論されると思うが、一方で選定が行われるわけである。

保護者 業者と詰めるのはわかったとは言わないけど、それは別議論でいい。引継計画書、7月、8月にやるのだから、その詳細を教えてほしいと言っているだけだ。

保護者 まず、7、8月のところを区の考え方で事前に出しておいてもらって、26日過ぎて選定の結果、7、8月についてはこうする、ここの部分は区としても業者の言い分もよくわかるのでこうしたとか、そういった手直し版については出せるかと思うので、まずは7、8月で区としてはどうなのかというところと、フォロー期間中、9月以降、どうしていくのかというところだ。その辺を出してほしい。

司会 資料がもう一つあるが、障害児保育の研修の日程と内容について、そろそろ出せると思うので、資料としてまとめて提出してほしい。よいか。

課長 研修については、区の職員の研修日程は大体決まっている。事業者はどなたがそれに参加できるのか。別途、別の形で研修をするのか、区の研修に参加するだけで足りるのかどうかというところを検討しているところだ。

司会 では、検討した結果を資料として、なるべく早目にまとめてほしい。別件で、保護者からほしいものがあるようだ。

保護者 資料ではないが、第三者評価だ。規定が変わったということで、すぐはできないと4月ぐらいに聞いたが、その後、6月に入って、我々が考えていた第三者評価のイメージは、今の区運営の光八を第三者評価してもらって、来年完全に事業者側で運営スタートして、2、3カ月たった後に第三者評価をしてもらって比較してもらうことだ。そう約束してもらったと思うが、その辺、スケジュール的に今後どうなるのか、教えてほしい。

課長 第三者評価は6月に行う。今のところ6月27日に利用者のアンケート用紙を配りたいと考えている。来週、皆様には協力依頼の文書を出したいと思っている。6

月の下旬から実施という形になる。

司会 よいか。では、次回第14回協議会の日程について、区から提案してほしい。

課長 6月25日、きょうと同じような時刻を考えている。

司会 25日の14時から16時という日程だ。場所はとってあるか。

課長 光が丘地区区民館だ。

司会 こういう提案だが、保護者は覚書の件もあるので、それで大丈夫か。

保護者 15日に覚書について、区から返答をもらうことになっているので、18日、もしくは19日に2時間ほど協議する時間を持ちたい。願います。

司会 覚書の絡みを考えれば、25日は、覚書を締結する日になると思うので、まだ、公文書の形をとった区案が出ていない段階ということを見ると、1回はさんだほうがいいと思う。18日か19日願います。

(日程調整についての散発的な会話を省略する)

司会 では、次回の協議会は6月19日、日曜日を開くということで、時間、場所等は調整してほしい。

課長 後で連絡する。

司会 25日は絶対に開催しないとイケない。締結しなくてはイケない。区長が調印するとしたら、区長に来てもらわないとイケないが、その辺の手配も願います。

司会 第7回分の要点記録と検討事項記録の校正が済んでいるので、区側、保護者側双方でサインの交換を願います。順番が逆になったが、よろしく願います。

保護者 確認だが、今时期的な問題、26日に業者選定があって、委託開始前までの話をしているが、委託開始後に関する覚書を今後話できるということでもいいか。こちらは大半の話をまだ出していない。

司会 今回の25日に締結を目指す覚書について、それ以降にも覚書が交わされるという認識でいいか。最終の覚書ではなくて、今回の覚書は、25日に締結しなければならない分を締結するという認識でいいか。それ以降に覚書を交わさなくてはいけないことについても、協議していくつもりはあるか。区はそういう認識でいいか。

部長 冒頭そうご発言されたと思う。私どもも、協議していくということで結構だ。

司会 では、そういうことで、第13回協議会を終わる。